

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文

目次

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）	1
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	3
○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三条関係）	4
○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）	5
○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五条関係）	6
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第六条関係）	7
○日本電信電話株式会社法、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和六十年政令第三十一号）（第七条関係）	8
○昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十一年政令第二百四十七号）（第八条第一号関係）	11
○昭和六十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第九十七号）（第八条第二号関係）	12
○昭和六十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十三年政令第八十七号）（第八条第三号関係）	13
○平成元年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成元年政令第	

二百十四号)	(第八条第四号関係)	14
○平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成二年政令第二百五号)	(第八条第五号関係)	15
○平成三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成三年政令第二百六号)	(第八条第六号関係)	16
○平成四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成四年政令第二百二十号)	(第八条第七号関係)	17
○平成五年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成五年政令第百九十号)	(第八条第八号関係)	18
○平成六年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成六年政令第二百三十一号)	(第八条第九号関係)	19
○平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成七年政令第二百九号)	(第八条第十号関係)	20
○平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成八年政令第百六十七号)	(第八条第十一号関係)	21
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)	(第八条第十二号関係)	22
○平成九年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成九年政令第百八十七号)	(第八条第十三号関係)	23
○平成十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令(平成十年政令第百九十七号)	(第八条第十四号関係)	24

○平成十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十一年政令第六十九号）（第八条第十五号関係）	25
○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律施行令（平成十九年政令第十九号）（第八条第十六号関係）	26
○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第八条第十七号関係）	27
○平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成二十年政令第二百四十一号）（第九条関係）	28
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十条関係）	29
○社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第十一条関係）	30
○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第十二条関係）	31
○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）（第十三条関係）	32
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第十四条関係）	33
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（第十五条関係）	34

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）

改正案	現行
（基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一 四 （略） 五 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）の職員としての在職期間 六 五十 （略） （法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 百九 （略） 百十 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社（以下「東日本電信電話株式会社」という。） 百十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下「西日本電信電話株式会社」	（基礎在職期間） 第五条の二 （同上） 一 四 （同上） 五 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第四条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる日本電信電話株式会社の 職員としての在職期間 六 五十 （同上） （法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 （同上） 一 百九 （同上） 百十 東日本電信電話株式会社 百十一 西日本電信電話株式会社

という。 百十二〜百九十五 (略)	百十二〜百九十五 (同上)
--	---

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇三三七（略） 三十八 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社 三十九〇四十八（略） 四十九及び五十（略） 五十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社 五十二 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社 五十三〇九十一（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一〇三三七（同上） 三十八 日本電信電話株式会社 三十九〇四十八（同上） 四十九及び五十（同上） 五十一 東日本電信電話株式会社 五十二 西日本電信電話株式会社 五十三〇九十一（同上）

（傍線部分は改正部分）

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一〇八十一 （略） 八十二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。次項第八十三号において同じ。） 八十三〇八十七 （略） 八十八 東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次項第八十八号において同じ。） 八十九 西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次項第八十九号において同じ。） 九十〇百四十三 （略） 2 （略）	（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲） 第四十三条 （同上） 一〇八十一 （同上） 八十二 日本電信電話株式会社 八十三〇八十七 （同上） 八十八 東日本電信電話株式会社 八十九 西日本電信電話株式会社 九十〇百四十三 （同上） 2 （同上）

（傍線部分は改正部分）

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）

改 正 案	現 行
（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 四十八 （略） 四十九 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。第四十三条第七項第七十二号において同じ。） 五十 五十四 （略） 五十五 東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。第四十三条第七項第七十六号において同じ。） 五十六 西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。第四十三条第七項第七十七号において同じ。） 五十七 百十四 （略）	（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 （同上） 一 四十八 （同上） 四十九 日本電信電話株式会社 五十 五十四 （同上） 五十五 東日本電信電話株式会社 五十六 西日本電信電話株式会社 五十七 百十四 （同上）

（傍線部分は改正部分）

○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。 一〇四 （略） 五 日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社、同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社日本政策金融公庫 六〇八 （略）	（同上） 一〇四 （同上） 五 日本たばこ産業株式会社、東日本電信電話株式会社、 西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社日本政策金融公庫 六〇八 （同上）

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（第六条関係）

改 正 案	現 行
（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、同条第一項に規定する日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。	（法第九十四条第一項の政令で定める法人） 第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、 西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

○日本電信電話株式会社法、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和六十年政令第三十一号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （電信電話債券令の廃止に伴う経過措置） 第十六条 旧公社が旧公社法第六十二条第一項の規定により発行した電信電話債券に係る電信電話債券原簿及び利札並びに当該電信電話債券のうち外貨電信電話債券の取扱いについては、第一条の規定による廃止前の電信電話債券令（以下この条において「旧令」という。）第八条及び第九条並びに第九条の二、第十二条及び第十四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧令第八条第一項中「公社は、主たる事務所に」とあるのは「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。第十二条において同じ。）は、その電信電話債券原簿に係る電信電話債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第三号中「第三条第二項第一号」とあるのは「旧電信電話債券令（昭和二十七年政令第五百七号）第三条第二項第一号」と、旧令第十二条中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」とする。 （国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する	附 則 （電信電話債券令の廃止に伴う経過措置） 第十六条 旧公社が旧公社法第六十二条第一項の規定により発行した電信電話債券に係る電信電話債券原簿及び利札並びに当該電信電話債券のうち外貨電信電話債券の取扱いについては、第一条の規定による廃止前の電信電話債券令（以下この条において「旧令」という。）第八条及び第九条並びに第九条の二、第十二条及び第十四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧令第八条第一項中「公社は、主たる事務所に」とあるのは「日本電信電話株式会社は 、その電信電話債券原簿に係る電信電話債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第三号中「第三条第二項第一号」とあるのは「旧電信電話債券令（昭和二十七年政令第五百七号）第三条第二項第一号」と、旧令第十二条中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」とする。 （国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する

訴訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を参加人とするものについては、第二十条の規定による改正前の国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九号中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社」とする。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の二 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十五条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する政令第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二条に規定する公社等が同条の規定により当該公社等が」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するこ

訴訟であつて会社が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を参加人とするものについては、第二十条の規定による改正前の国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令は、なおその効力を有する。この場合において、同令第九号中「日本電信電話公社」とあるのは、「

日本電信電話株式会社」とする。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の二 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十五条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する政令第二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第二条に規定する公社等が同条の規定により当該公社等が」とあるのは、「

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するこ

ととされた法第二条の規定によりその」とする。

ととされた法第二条の規定によりその」とする。

○昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十一年政令第二百四十七号）（第八条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第五条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち適用法人の組合（国家公務員等共済組合法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。）が支給する年金に係るものは、それぞれ、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社又は日本国有鉄道清算事業団が負担する。	（費用の負担） 第五条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は国が負担する。ただし、第三条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち適用法人の組合（国家公務員等共済組合法第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合をいう。）が支給する年金に係るものは、それぞれ、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社 又は日本国有鉄道清算事業団が負担する。

○昭和六十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第百九十七号）（第八条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○昭和六十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（昭和六十三年政令第百八十七号）（第八条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○平成元年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成元年度政令第二百十四号）（第八条第四号関係）

改正案		現行
（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。		（費用の負担） 第六条 第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。
2 （略）		2 （同上）

○平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成二年度政令第二百五号）（第八条第五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○平成三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成三年政令第二百六号）（第八条第六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○平成四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成四年政令第二百一十号）（第八条第七号関係）

改正案		現行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。		（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。
2 （略）		2 （同上）

○平成五年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成五年政令第九十号）（第八条第八号関係）

改正案		現行
(費用の負担) 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。		(費用の負担) 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。
2 (略)		2 (同上)

○平成六年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成六年政令第二百三十一号）（第八条第九号関係）

改正案		現行
(費用の負担) 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。		(費用の負担) 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。
2 (略)		2 (同上)

○平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成七年度政令第二百九号）（第八条第十号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○平成八年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成八年政令第百六十七号）（第八条第十一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合をいう。以下同じ。）又は指定基金で日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合をいう。以下同じ。）又は指定基金で日本たばこ産業共済組合若しくは日本電信電話共済組合に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社 2 （同上） が負担する。

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）（第八条第十二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（存続組合又は指定基金に係る費用の負担） 第二十七条 平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社又は改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等（以下「会社等」という。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。 2 11 （略）	（存続組合又は指定基金に係る費用の負担） 第二十七条 平成八年改正法附則第五十四条第一項第一号に掲げる費用について同項（同号に係る部分に限る。）の規定により日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社 又は改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等（以下「会社等」という。）が当該年度において負担すべき金額は、存続組合又は指定基金が当該年度においてその予算に当該負担すべき金額として計上した額とする。 2 11 （同上）

○平成九年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成九年政令第百八十七号）（第八条第十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社 が負担する。 2 （同上）

○平成十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十年政令第九十七号）（第八条第十四号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。 2 （同上）

○平成十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十一年政令第百六十九号）（第八条第十五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が負担する。 2 （略）	（費用の負担） 第七条 第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち存続組合である日本たばこ産業共済組合（平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。）若しくは指定基金で日本たばこ産業共済組合に係るもの又は指定基金で日本電信電話共済組合（同項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るものが支給する年金に係るものは、それぞれ日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社 が負担する。 2 （同上）

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律施行令（平成十九年政令第十九号）（第八条第十六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第二条第二項第二号の政令で定める株式会社は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社とする。	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第二条第二項第二号の政令で定める株式会社は、日本電信電話株式会社 及び日本郵政株式会社とする。

○行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第八条第十七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一〇十八 （略） 十九 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社 二〇三三十二 （略）	（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 （同上） 一〇十八 （同上） 十九 日本電信電話株式会社 二〇三三十二 （同上）

○平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（費用の負担） 第七条 （略） 2 第四条の規定による年金額の改定により増加する費用（次項の規定により日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。次項において同じ。）が負担する費用を除く。）は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第二項に規定する国等又は郵政会社等が負担する。この場合において、国が毎年度において負担すべき額は、当該年度の国の予算をもって定める額とし、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は同項に規定する郵政会社等が毎年度において負担すべき額は、国家公務員共済組合連合会が当該事業年度にその予算に当該負担すべき額として計上した額とする。 3・4 （略）	（費用の負担） 第七条 （同上） 2 第四条の規定による年金額の改定により増加する費用（次項の規定により日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社 が負担する費用を除く。）は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第二項に規定する国等又は郵政会社等が負担する。この場合において、国が毎年度において負担すべき額は、当該年度の国の予算をもって定める額とし、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は同項に規定する郵政会社等が毎年度において負担すべき額は、国家公務員共済組合連合会が当該事業年度にその予算に当該負担すべき額として計上した額とする。 3・4 （同上）

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十条関係）

改正案	現行
（事業政策課の所掌事務） 第九十二条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四 （略） 五 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。 六 （略）	（事業政策課の所掌事務） 第九十二条 （同上） 一～四 （同上） 五 日本電信電話株式会社、 東日本電信電話株式会社及び 西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。 六 （同上）

（傍線部分は改正部分）

○社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第十一条関係）

改正案	現行
（振替口座簿の記載又は記録事項） 第二十八条 法第二百十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 （略） 四 発行者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社である場合において、加入者が同法 第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨	（振替口座簿の記載又は記録事項） 第二十八条 （同上） 一 三 （同上） 四 発行者が 日本電信電話株式会社 である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定公共機関） 第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一 三十二 （略） 三十三 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社 三十四 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社 三十五 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社 三十六・三十七 （略）	（指定公共機関） 第三条 （同上） 一 三十二 （同上） 三十三 日本電信電話株式会社 三十四 東日本電信電話株式会社 三十五 西日本電信電話株式会社 三十六・三十七 （同上）

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第五条 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社は、改正法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電信電話株式会社等に関する法律</u> 第六 条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式の<u>全て</u>について改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。）が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができ、株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。	附 則 第五条 日本電信電話株式会社は 法附則第三条第二項の規定による通知に係る実質株主のうちの日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）<u>第六</u>条第一項各号に掲げる者が旧保振法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式の<u>すべて</u>について改正法附則第三条第四項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合（日本電信電話株式会社等に関する法律第六条第一項に規定する外国人等議決権割合をいう。以下この条において同じ。）が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができ、株式以外の株式については、改正法附則第三条第四項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしてはならない。

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第十四条関係）

改 正 案	現 行
（退職手当通算法人） 第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一〇三十一 （略） 三十二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社をいう。第三十条第十九号において同じ。） 三十三〇四十 （略） 四十一 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社 四十二 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社 四十三〇九十三 （略）	（退職手当通算法人） 第二条 （同上） 一〇三十一 （同上） 三十二 日本電信電話株式会社 三十三〇四十 （同上） 四十一 東日本電信電話株式会社 四十二 西日本電信電話株式会社 四十三〇九十三 （同上）

（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（第十五条関係）

改正案	現行
（指定公共機関） 第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。 一～十六 （略） 十七 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する日本電信電話株式会社 十八 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社 十九 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社 二十 （略）	（指定公共機関） 第三条 （同上） 一～十六 （同上） 十七 日本電信電話株式会社 十八 東日本電信電話株式会社 十九 西日本電信電話株式会社 二十 （同上）

（傍線部分は改正部分）